

情報公開条例の改正について（案）

1 概要

現在、県における個人情報の取扱いについては、「個人情報保護条例」において規定されているところだが、令和3年度に「個人情報の保護に関する法律（以下「改正法」という。）」が改正され、令和5年4月1日から新たに地方公共団体にも改正法が適用されることとなった。これに併せて改正法との統一を図るよう情報公開条例を一部改正するもの。

2 改正法一本化に伴う情報公開条例の改正点

① 開示決定等の期限の計算を初日起算から初日不算入に統一

現行：「実施機関は、開示請求があった日から起算して15日以内に、～」(条例第6条第1項)

改正：「実施機関は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内に、～」(〃)

② 「非」開示を「不」開示に統一

③ 「却下」処分を「不開示」決定に統一

現行：形式上の不備・適用除外→却下

改正：形式上の不備・適用除外→不開示

※現行条例においては、審査請求の対象となる処分（不利益処分）として、開示請求に対する「開示決定等」の類型を限定列挙して定義しているが、「却下」は含まれておらず、「却下」に対する審査請求については、条例上諮問が義務づけられていない。（諮問が義務づけられてはいるが、非開示決定と同等とみなし今までは諮問）

処分内容	処分の根拠（宮城県の場合）	処分の根拠（国の場合）
全部開示する	}	情報公開法 個人情報保護法
一部を除いて開示		
全部開示しない		
存否を明らかにせず拒否		
存在しない		
請求を却下	行政文書開示事務取扱要綱第3の4	

個人情報保護法が来年度から適用され、却下の取扱いが表右部分になるので、情報公開条例を改正し統一を図る。

3 今後の予定

令和4年7月 情報公開審査会へ報告（公開）

令和4年11月 県議会へ議案提出

令和5年4月 改正情報公開条例施行

※個人情報保護条例廃止・個人情報保護法施行条例施行に係る今後の予定

令和4年8月 パブリックコメントの募集 令和5年4月 改正法が適用

令和4年11月 県議会へ議案提出 個人情報保護法施行条例の施行

令和5年3月末 現行条例の廃止